

平成 23 年 12 月 2 日
福 島 県

出荷制限等指示後の管理の考え方
—野生鳥獣（イノシシ）—

1 出荷制限について

本県における唯一のイノシシの解体処理施設は計画的避難区域にあり、3月11日以降は営業をしていないことから、市場等へのイノシシ肉の出荷及び流通はない。

2 摂取制限について

本県では、これまで県内全域において野生動物の放射線モニタリング調査を実施し、定期的に結果を公表しており、暫定規制値を超える結果が出ている中通り及び浜通りについては、既に市町村や狩猟関係団体を通じ、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に当該地区において捕獲されたイノシシの自家消費を控えるよう呼びかけている。

同時に、報道機関や県ホームページにも掲載することにより、一般県民に広く周知を図っている。

さらに、11月9日に相双地区、11月25日には県北地区で捕獲されたイノシシへの摂取制限及び出荷制限が設定された際と同様、県全域において、これまでの対応を継続する。

加えて、県北及び相双地区については、それぞれの地区で獵を行うハンターに対し、摂取制限の指示についてのチラシを配付するなどして、一層の周知徹底を図っている。

※相双地区（警戒区域を除く）

相馬市、南相馬市の一部、新地町、飯館村、浪江町の一部、葛尾村の一部、川内村の一部、楢葉町の一部、広野町

※※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村

※※※県中地区

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村

※※※※県南地区

白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

●中通り：県北地区、県中地区及び県南地区

●浜通り：相双地区及びいわき市